

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します

4月からの消費税率の引き上げによる、低所得者や子育て世帯の経済的負担を緩和するため、次のとおり「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

支給対象かどうかチェックしてみましょう

平成26年1月1日現在、本市の住民基本台帳に登録があり、平成26年度市民税が課税される見込みですか

いいえ (非課税)

はい (課税)

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給していますか

はい
(受給している)

いいえ
(受給していない)



臨時福祉給付金
の支給対象者です

①をご確認ください



**子育て世帯
臨時特例給付金**
の支給対象者です

②をご確認ください



支給対象では
ありません

※平成26年1月1日現在、本市以外の市町村に住んでいた方は、1月1日現在住んでいた市町村へ問い合わせください。

①臨時福祉給付金

▶対象

平成26年1月1日現在、本市の住民基本台帳に登録されており、平成26年度の市民税(均等割)が課税されていない方

※市民税が課税される方の扶養親族などや生活保護を受けている方などは対象になりません。

▶給付額

支給対象者1人につき10,000円

※老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者は15,000円

②子育て世帯臨時特例給付金

▶対象

- 平成26年1月1日現在、本市の住民基本台帳に登録されており、平成26年1月分の児童手当(特例給付含む)を受給している方で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限を超えていない方
- 平成26年1月1日に生まれた児童を養育し、平成26年2月分の児童手当を受給する方で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限額を超えていない方

▶支給対象となる子ども

- 平成26年1月分の児童手当の対象となる子ども
- 平成26年1月1日に生まれ、平成26年2月分の児童手当の対象となる子ども

※臨時福祉給付金の対象となる方や生活保護を受けている方は対象になりません。

▶給付額

支給対象となる子ども1人につき10,000円

▶公務員の方へ

平成26年1月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されている方は、所属庁ではなく、本市で支給します。申請手続きの前に所属庁にて、「公務員児童手当(特例給付)受給状況証明書」および公務員用の「子育て世帯臨時特例給付金申請書(請求書)」を受領してください。

厚生労働省の相談窓口

給付金に関する一般的な問い合わせに対応するため、厚生労働省では専用ダイヤルを設置しています。制度の概要についての問い合わせは、専用ダイヤルをご利用ください。

▶受付時間 午前9時～午後6時(土・日曜日、祝日を除く)

▶専用ダイヤル

☎ 0570-037-192(両給付金共通)

※申請方法など、詳細な内容が決まり次第「市報ぎょうだ」や市ホームページなどでお知らせします。

▶問い合わせ

臨時福祉給付金については福祉課臨時福祉給付金担当(内線458)

子育て世帯臨時特例給付金については子育て支援課子育て世帯臨時給付金担当(内線395)

行田市消防団が総務省消防庁 長官表彰を受賞

行田市消防団（山岸敏秀団長）が、総務省より「消防団等地域活動表彰」を受賞しました。

この賞は、平常時の活動において地域防災力の向上に寄与した全国の模範となる消防団や、団員確保について特に力を入れている消防団に対して贈られるものです。本市の消防団は、平成25年度に団員の定員を増員するとともに、女性の視点を生かした火災予防や応急救護の普及を目的として女性消防団員を初めて任用するなど、新たな取り組みを行ったことが高く評価されました。

山岸消防団長は「市民の生命・財産を守るために、これからも全力で消防団活動を続けていきます」と意気込みを語りました。



工藤市長に総務省消防庁長官表彰を受賞したことを報告する山岸敏秀消防団長

▼問い合わせ 消防本部総務課 ☎ 5550

12120

生活習慣病の早期発見、早期治療に



人間ドック・脳ドック検査料を助成します

▶対象 行田市国民健康保険(次の全てに該当する方)

- ・行田市国民健康保険の被保険者で、資格を取得してから1年以上経過した方
- ・申請日当日、満35歳以上の方
- ・国民健康保険税を完納している世帯の方

後期高齢者医療保険(次の全てに該当する方)

- ・埼玉県後期高齢者医療制度の被保険者で、市内に住所を有する方
- ・後期高齢者医療保険料を完納している方

▶検査項目

人間ドック、脳ドック※併診も可

▶助成金額

種類	検査料	助成金	自己負担額
人間ドック	39,960円	27,250円	12,710円
脳ドック	医療機関が定める額	20,000円	検査料から20,000円を控除した額
併診ドック	医療機関が定める額	40,000円	検査料から40,000円を控除した額

※検査内容によっては、別途追加料金が発生する場合がありますので、医療機関にご確認ください。

▶申込方法

- 1 直接、受検する医療機関に予約をします。
- 2 保険年金課で申請書を記入し、承認決定通知書を受け取ってください。
※申請の際は印鑑と保険証を持参してください。必ず事前申請が必要です。ドック受検後は申請できませんのでご注意ください。
- 3 予約した日に保険証と承認決定通知書を持参し検査を受けてください。
※当日は、自己負担額を医療機関に支払ってください。

▶受検できる医療機関

(人間ドック)

医療機関名	所在地	電話番号
(医)おくだいら内科クリニック	門井町3-19-5	556-7877
(医)加藤内科医院	旭町3-2	556-3253
(医)川島胃腸科	佐間1-18-39	553-0001
行田協立診療所	本丸18-3	556-4581
(医)行田中央総合病院健康管理センター	富士見町2-17-17	553-2426
(医)栗原医院	本丸11-35	556-2272
(医)壮幸会行田総合病院	持田376	552-1111
ハピネス診療所	長野7296-1	559-0082
松原医院	長野1-31-10	553-6700
やまかわ内科クリニック	壺里山町18-6マルオカビル2階	564-1488

(脳ドック)

医療機関名	所在地	電話番号
(医)石井クリニック	下忍1089-1	555-3519
(医)行田中央総合病院健康管理センター	富士見町2-17-17	553-2426
(医)壮幸会行田総合病院	持田376	552-1111

▶問い合わせ

同課国保担当(内線271)または医療担当(内線226)